

指定給水装置工事事業者 研修資料

2024 年版



沖縄市上下水道局



目次

- A 指定給水装置工事事業者制度の概要について
- B 給水装置等に関する留意事項について
- C 給水装置の維持管理について
- D (誤接合) クロスコネクションに係る事故防止について
- E 給水装置工事に係る信頼性の向上について
- F 給水装置に関連する水道法関係規程について
- G 給水装置に関連する通知等について
- ★ 沖縄市上下水道局からの連絡事項及び研修資料・
受講証明書について

A 指定給水装置工事事業者制度の概要について

A-1 給水装置の法的位置付け

<水道法第3条第9項>

- 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（給水管に容易に取り外しのできない構造で接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具）をいう。
- 給水管、給水用具及び水道メーターから構成となる。
- 水道法施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合している必要がある。

A-2 指定給水装置工事事業者制度の概要

<水道法第16条の2第1項>

- 指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規程する基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を、水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定する制度である。
- この制度は、平成8年6月の水道法改正によって法制化され、平成10年4月1日に施行されたものであり、それまでの水道事業者による水道指定工事店制度を見直し、統一化、明確化された全国一律の指定基準（第25条の3）のもとで給水装置工事事業者を指定するとともに、国家資格としての給水装置工事主任技術者を創設し、給水装置工事を適正に施行できる全国統一的な技術水準の確保を図ることとしたものである。

A-3 指定給水装置工事事業者の遵守事項

<水道法第25条の4>

- 指定給水装置工事事業者（以下、指定工事事業者という。）は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を配置すること。

<水道法第25条の4及び7>

- 水道事業者への届出を徹底すること。
（主任技術者の選・解任、指定事項の変更、事業を廃止、休止、再開）

<水道法第25条の8>

- 水道法第25条の8に基づき同法施行規則第36条に定める事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

<水道法施行規則第36条事業に定める運営の基準とは>

- 給水装置工事主任技術者の職務を行う者を指名すること。（給水装置工事ごとに）
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させること。
（配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合）
- 水道事業者の承認を受けた工法、工期等の条件に適合するよう工事施行すること。
- 研修機会の確保に努めること。（給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者）

- 構造及び材質の基準への適合しない給水装置を設置したり、給水管の加工や接合等に適合しない機械器具を使用したりしないこと。
- 指名した給水装置工事主任技術者に所定の事項に関する記録を作成させること。
(工事ごとに、3 年間保存)

<水道法第 25 条の 11>

- 上記法令等に違反した場合、水道事業者は、指定工事事業者の指定を取り消すことができる。

A-4 給水装置工事主任技術者の職務等

<水道法第 25 条の 4 第 3 項>

- 給水装置工事主任技術者は給水装置工事に関する技術上の管理。
- 給水装置工事主任技術者は給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。
- 給水装置工事主任技術者は給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認。
- 給水装置工事主任技術者はその他国土交通省令で定める職務。

<水道法施行規則第 23 条第 1 項>

- 給水装置工事主任技術者は給水装置工事に関して水道事業者と連絡又は調整を行うこと。

A-5 水道事業者の役割

- 水道事業者は水質に関しては、水質基準に適合する水を給水装置末端まで安定供給する責任を負っている。
- 水道事業者は他の水管との誤接合の禁止や給水装置の構造及び材質の基準に適合することを確保する為、給水装置工事の審査・検査を行う。
- 水道事業者は給水装置工事に関する必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 水道事業者は給水装置工事事業者の指定（更新を含む）や指定取消、指定工事事業者についての広報、公示等により一般に周知する措置を講ずることが水道法で定められている。

A-6 水道整備・管理行政の移管

- 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 条）にて、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省に移管し、また、水質基準の策定等については、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に水質又は衛生に関する事務を環境省へ移管する旨が定められ、令和 6 年 4 月 1 日から施行となった。

B 給水装置等に関する留意事項について

B-1 給水装置の構造及び材質の基準

B-1-1 構造及び材質基準の基本的な考え方

<水道法第16条> 給水装置の構造及び材質

- ☐ 給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合、水道事業者は給水契約の申込みを拒み、又は基準に適合するまでの間、給水停止することができる。

<水道法施行令第6条> 給水装置の構造及び材質の基準

- ☐ 配水管への取付口は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- ☐ 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ☐ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ☐ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- ☐ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ☐ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ☐ 水槽、プール、流しなど、水を受ける器具、施設等に給水する給水装置は、水の逆流を防止するための措置が講ぜられていること。
- ☐ 上記の構造材質基準を適用するために必要な技術的細目は以下の省令で定められている。

☐ 給水装置の構造及び材質に関する省令に定められている性能基準（要約）

基準項目			性能基準	給水装置システム基準
①	耐圧基準	☐ 水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準	☐ 耐圧性能	☐ 適切な接合 ☐ 主配管の配管経路
②	浸出基準	☐ 金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準	☐ 浸出性能	☐ 水の停滞の防止 ☐ 有害物質取扱施設近接設置の防止 ☐ 油類の浸透防止
③	水撃限界基準	☐ 水撃作用により、給水装置に破損等が生じることを防止するための基準	☐ 水撃限界性能	☐ 水撃防止器の設置
④	防食基準	☐ 腐食を防止するための基準		☐ 酸、アルカリ防食 ☐ 電気防食
⑤	逆流防止基準	☐ 汚染水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準	☐ 逆流防止性能 ☐ 負圧破壊性能	☐ 逆流防止、負圧破壊性能を有する器具の設置 ☐ 吐水口空間の確保 ☐ 事業活動で水が汚染されるおそれのある場所での逆流防止措置
⑥	耐寒基準	☐ 給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破損等が生じることを防止するための基準	☐ 耐寒性能	☐ 凍結防止の措置
⑦	耐久基準	☐ 頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準	☐ 耐久性能	

B-1-2 性能基準適合の証明と確認方法

<自己認証と第三者認証について>

- 給水管及び給水用具が基準適合品であることを自らの責任で証明 ⇒ 「自己認証」
- 第三者認証機関に依頼して給水管及び給水用具が基準適合品であることを証明 ⇒ 「第三者認証」

<自己認証、第三者認証による性能基準適合品の確認方法>

- (自己認証の場合) 製造者に使用する製品の性能基準適合の証明書や試験成績書などを求めて確認する。
- (第三者認証の場合) 製品に第三者認証機関の認証シール、押印等がされていることを確認する。
- また、個々の給水管及び給水用具が、どの項目について基準に適合しているかの情報は、国土交通省の給水装置データベースや第三者認証機関のホームページから入手することができる。

□ 第三者認証機関の認証マーク

				
公益社団法人 日本水道協会	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	一般財団法人 日本燃焼機器検査協会	一般財団法人 電気安全環境研究所	基準省令の基準に加え、他の性能を付記した基準に適合していることを示すマーク

<規格品について>

- 自己認証と第三者認証以外には、給水装置の構造及び材質の基準と同等以上の基準を設けている規格があり、この規格品であれば性能基準適合品として使用することができる。
⇒ 規格品（日本産業企画：JIS 認証品、公益社団法人日本水道協会による JWWA 規格等の団体企画検査合格品）

B-2 給水装置工事

B-2-1 給水装置工事について

<水道法第3条第11項>

- 「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事と定義されている。このうち、設置とは新設を、変更とは改造、修繕、撤去工事をいう。

1) 給水装置工事の流れと業務内容

- **【工事の受注】** 施主から給水装置工事の依頼を受け、給水装置工事の施工契約を締結
- ↓
- **【調 査】** 現場の調査、水道事業者(関係図書の調査を含む)・関係官公署との調整
- ↓
- **【計画立案・設計】** 給水装置の計画、使用材料の選定、給水装置系統図の作成、構造材質基準に適合していることの確認、施工方法の決定
- ↓
- **【水道事業者の審査】** 設計及び使用材料が構造材質基準に適合していることの確認
- ↓
- **【施工の承認】** 各種納付金の納付確認、道路占用許可や利害関係者の確認
- ↓
- **【工事の施工】** 道路使用の許可、配水管からの給水管分岐工事、舗装復旧、使用材料が構造材質基準に適合していることの確認、記録写真撮影、給水装置工事主任技術者による工事竣工後の検査
- ↓
- **【竣工検査】** 水道事業者による給水装置工事の竣工検査(給水装置工事主任技術者の立会)
- ↓
- **【通 水】** 水道メーター交付
- ↓
- **【引 渡 し】** 施主への引渡し

凡例

赤色・・・指定給水装置工事事業者の業務
黒色・・・水道事業者の業務

<給水装置工事が竣工した場合には>

- 給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査及び現地検査により、設置した給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認する。
- 給水装置工事主任技術者は、使用開始前に給水装置の管内を洗浄するとともに、通水確認、耐圧試験、水質確認(残留塩素測定等)を行う。

B-2-2 給水装置工事の計画・設計

<給水装置工事の計画>

- 工事場所及び使用目的の確認を行う。
- 計画使用水量の決定を行う。
- 分岐可能な配水管及びその最小動水圧の確認を行う。
- 給水方式及び給水管口径の決定等を行う。

<給水装置工事の設計>

- 給水管及び給水用具の選定を行う。
(給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが必須条件)
- 工法の決定等を行う。

1) 給水方式

<給水方式の種類>

○直結式

- ☐ ①直結直圧式は配水管の動水圧により直接給水する方式である。
- ☐ ②直結増圧式は給水管途中に増圧給水設備を設置して水圧の不足分を加圧して直結給水する方式である。

○受水槽式

- ☐ ③受水槽式は水道水を一旦受水槽に受けて給水する方式である。

○直結・受水槽併用式

- ☐ ④直結・受水槽併用式は直結式と受水槽式を併用する方式である。

2) 計画使用水量

① 一戸建て等における計画使用水量の算定

- ☐ 同時に使用する給水器具を設定して算出する方法
- ☐ 標準化した同時使用水量により求める方法

② 集合住宅等における計画使用水量の算定

- ☐ 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- ☐ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
(従前から用いられている方法と調査により提案された新たな方法がある。)
- ☐ 給水用具給水負荷単位による方法
- ☐ 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率により求める方法

B-2-3 給水装置工事の施工

- ☐ 指定工事事業者は、給水装置工事の施工に当たり、個々の現場状況や必要となる工種に応じた施工計画の立案、品質管理等を十分に行うとともに、関係諸法令や各種基準などに基づき確な工事の施工に努め、発注者（施主）が求める適正な給水装置を設置しなければならない。

1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事

- ☐ 水道法施行規則第 36 条第 2 号において、「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うよう規定されている。
- ☐ 水道事業者が工法や工期、その他にも水道メーターの設置位置等、工事上の条件を付していることが多いため、工事を施工する場合には予め水道事業者に確認しておく必要がある。

2) 給水装置工事における留意事項

① 施工管理

- ☐ 工事の施工に当たっては、工事内容を現場付近の住民や通行人に周知するため、工事着手前に具体的な工事内容の説明を行うとともに広報板を設置するなど、十分な協力が得られるよう努める。

- 断水など施工時間が定められた箇所については、水道事業者や関連する事業者等と事前に打ち合わせを行い、指定時間内において円滑な工程の進行を図る。

② 工事に伴う公衆災害の防止

- 工事の施工に際しては、道路交通法、騒音規制法、振動規制法、公害防止条例など関係法令を遵守し、適切な措置を講じる。

③ 道路占用及び掘削手続き

- 道路管理者の道路掘削占用許可、所轄警察署長の道路使用許可の許可条件に従って工事を施工すること。
- 民有道路、他人の所有地などを掘削、占用する場合には、工事申込者がそれらの管理者、所有者などの許可や承諾を得ていることを確認する。

④ 地下埋設物等の取扱い

- 道路掘削工事を施工する場合には、ガス、下水道、電話、電力、工業用水道等の地下埋設物について、各管理者に埋設物の照会を行い、場合によっては事前に試験掘削等により、状況を調査、確認する必要がある。

⑤ 事故発生時等の応急措置

- 事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び措置内容を水道事業者や関係官公署（警察、消防、道路管理者、労働基準監督署等）に報告すること。

⑥ 配管工事

- 公道、私道、宅地等埋設場所別に定められた土被りを確保するとともに、外面が亜鉛メッキ鋼管や鋳鉄管はポリエチレンスリーブで保護するか、防食用塗覆装を施した管を用いる。
- 給水管を他の埋設配管に近接して配管すると、漏水が発生した際のサンドエロージョン現象により、他の埋設配管に損傷を与える恐れがあるため、原則として 30 cm 以上の間隔を確保すること。
- 地盤沈下や地震の際に働く荷重の緩衝を図る構造とする為、管路の適切な箇所に可とう性のある伸縮継手を取り付ける。特に分岐部分には、できるだけ可とう性に富んだ管を使用する。（耐震性に優れた給水装置の設置）

3) 給水装置工事の安全管理

① 事故防止の基本事項

- 工事は各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意する。
- 工事の施工に当たっては、地下埋設物の有無を十分に調査し、近接する埋設物がある場合は、埋設物の管理者に立会いを求める等によってその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意する。また、施工中、予期せぬ地下埋設物が見つかった場合には、安易に不明埋設物として処理するのではなく、関係機関に問い合わせるなど十分な調査を得て対応する。
- 埋設物に近接して掘削する場合は、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて埋設物の管理者と協議のうえ、防護措置等を講ずる。
- 溶接機、切断機など火気を伴う機械器具の使用については、埋設物の管理者と協議し、保

安上必要な措置を講じてから使用する。

- 各工種に応じた適切な人材を配置し、関係者に工事用機械器具の特長等の留意点を十分周知し、操作を誤らないよう使用する。
- 材料等に荷崩れのないように十分な措置を講じ、運搬、積みおろしの際に、衝撃を与えないように丁寧に扱い、歩行者や車両の通行に危険のないよう十分注意する。
- 工事施工中の交通安全対策については、道路管理者及び所轄警察署長の許可条件及び指示に基づき、道路管理者の定める道路工事保安施設設置基準等を遵守し、適切な保安施設の設置、事故防止と円滑な交通確保を図る。

② 頻発事故の事例と事故防止対策（11 事例）

- 事故例 1：掘削穴への転落事故
- 事故例 2：ダンプトラック、バックホウとの接触事故
- 事故例 3：一般車両によるもらい事故
- 事故例 4：歩行者・自転車の転倒事故
- 事故例 5：重機の移動による事故
- 事故例 6：掘削機械による事故
- 事故例 7：地下埋設物・架空線の損傷事故
- 事故例 8：土砂崩落事故
- 事故例 9：配水管の抜け出し事故
- 事故例 10：管切断作業時の事故
- 事故例 11：強風による工事看板等の飛散事故

B-3 貯水槽水道

B-3-1 貯水槽水道について

- 「貯水槽水道」とは、水道事業者から供給を受けた水道水を一旦受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給する水道の総称（専用水道除く）をいう。
- 水道法において定期の清掃や検査受検等の管理基準の遵守が設置者に義務付けられる「簡易専用水道」（受水槽の有効容量が 10 m^3 を超えるもの）と、水道法の規制を受けない「小規模受水槽水道」（受水槽の有効容量が 10 m^3 以下のもの）に分けられる。
- 都道府県知事【市又は特別区の場合、市長又は区長】の「所管範囲となっている。
- 平成 14 年 4 月 1 日施行の改正水道法において、水道事業者も貯水槽水道の管理に関して必要な関与（助言・指導・勧告）を行うことができるようになった。
- これを受け、水道事業者には、衛生行政部署と連携・協力して受水槽の管理運用状況や水質検査等の点検調査を行い、適正管理の助言・指導、直結給水への切替えを PR、受水槽容量の適正化等の助言・指導を実施しているところもある。

B-3-2 貯水槽水道の地震対策

- 受水槽、高置水槽は、震災の復旧に際し、応急給水の拠点施設として位置づけられる場合もあるので、移動、転倒、破壊等が起らないように堅固な構造とするなどの耐震措置を講じる。

- 周辺配管は、受水槽との接続部分等に伸縮可とう管を使用し、地震時の変位を吸収させる。
- 受水槽以下の設備についても給水装置と同様、**耐震性の高い構造及び材質**にする。
- **近年の大規模な地震では**、受水槽式で給水する中高層建築物において、直結の非常用給水栓の設置を指導していたことが受水槽以外の設備が修復されるまでの間、**応急給水に役立ったとの報告**もあるので、**上流部に非常用給水栓の併設等についても配慮**する。

B-4 更生工事（参考）

- 給水装置及び受水槽以下の設備に使用された亜鉛メッキ鋼管、鋼管継手類等については、経年変化により、赤水や出水不良をきたした場合には、新しい配管への取替えが望ましいが、実施に当たっては多大な費用を要する。
- 赤水の発生防止や通水能力の回復を目的に、給水管の内面を特殊工法で改善する**暫定的な工事であり**、比較的安価に施工できるというメリットがある。対象とする管種は金属管で、かつ既設給水管の本体及び継手類に強度がある場合にのみ施工が可能であることや**暫定的な延命対策**であることに留意する必要がある。
- 給水装置の更生工事については、水道法第3条第9項及び第11項により給水装置の変更の工事とみなし、「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しなければならない。
- 給水装置の更生工事の取扱いには水道事業者によって異なるため、あらかじめ該当する水道事業者を確認する必要がある。

C 給水装置の維持管理について

C-1 給水装置の維持管理

- 給水装置の管理責任は、水道事業者が定めている供給規程（給水条例等）には、需要者は善良な管理者の注意義務をもって給水装置を良好に管理しなければならないと定められているのが一般的である。このように、配水管の分岐から下流側（給水栓側）を給水装置とし、その所有・維持管理の主体は需要者とされている。
- 配水管の分岐から水道メーターまでの維持管理については、水道事業者によってその取扱いが異なることから、事前に当該の水道事業者を確認しておく必要がある。

C-2 給水用具の維持管理の仕組み

- 給水用具によっては、間違った使用方法や、適切でない場所への設置、また経年劣化により機能変化した給水用具を使い続けたような場合、水の逆流による水質汚染事故につながる可能性がある。
- 逆流による水質汚染事故は、事故を起こした需要者のみならず配水管を通じて多くの需要者が、その被害を受ける可能性がある。こうした逆流事故を未然に防止する方策として、維持管理を適切に行うことが重要となる。

■維持管理を適切に行うために、給水用具の維持管理指針 2019 を基に、維持管理の仕組みとそれぞれ関係者の役割について

C-2-1 指定工事事業者（給水装置工事主任技術者）の役割

- 指定工事事業者は、建て売り住宅などを除けば、最も需要者と接触する機会が多い。従って、需要者に情報を伝えるための中心的な役割を担っており、また、情報提供の手段としては、製造者と連携し顧客台帳を作成することなどが有効である。

C-2-2 水道事業者の役割

- 水道事業者に求められる重要な役割の一つとして、給水装置の維持管理の重要性の喚起が挙げられる。
- 例えば、給水装置工事の検査の際に、指定工事事業者に維持管理の重要性を需要者に情報提供するように指導することや水道メーター検針の際に維持管理の重要性を記述したリーフレットなどを需要者に配布するといった方法がある。

C-2-3 需要者の役割

- 需要者は、維持管理を行う上で、最も重要な位置を占めている。
維持管理を実際に行うのは需要者であり（善管注意義務）、製造者から渡された取扱説明書に示された情報や、指定工事事業者から説明された留意事項を確実に実行することにより、いつまでも安全な水の供給を受けることができる。

C-2-4 国の役割

- 国は、給水用具に係わる情報の収集に努め、維持管理の必要性について水道関係者及び需要者へホームページ等でその情報を提供する。

なお、認証申込品について構造材質基準への適合性等に対する疑義の報告を第三者認証機関から受けた場合等には、適切な判断を下し第三者認証機関に連絡する。

C-2-5 製造者（販売者）の役割

- 製造者は、製造(販売)しようとする給水用具の維持管理に関する情報の提供者であり、製造者の協力なくしては適切な維持管理を行うことができない。

また、維持管理を実行する側に立つのが需要者であり、製造者は、誰でも理解できるような視点に立った構造材質基準への適合証明及び定期点検や維持管理方法等の情報提供を需要者に対して行うことが必要である。

さらに、給水用具の故障が容易に確認できる製品や需要者が直接点検できるような構造を有する製品の開発に努めるとともに、給水用具の販売後における顧客台帳や製造番号などにより管理することが望ましい。

C-2-6 第三者認証機関の役割

- 第三者認証機関は、需要者と直接接触する機会がない。しかしながら、安全に給水用具を需要者に使い続けてもらうためには、認証品について、定期点検が必要な給水用具かどうかなどの情報をホームページ等で、広く発信することが重要となる。

また、既に認証している製品については、経年変化試験を行うなどの調査研究に努め、その情報を開示していくことなどが第三者認証機関としての大きな役割となる。

なお、認証に疑義が生じた場合、国土交通省に報告し、意見を聞くなどの対応が必要である。

C-3 給水用具に起因する逆流事故が生じた場合の関係者の対応

- 給水用具の欠陥や経年変化、不適切な使用方法等により逆流事故が発生した場合は、以下の対応を図る。

対応者	対応
1) 需要者	需要者は、水質異常に気づいた場合、飲用を控えるとともに、所管の水道事業者速やかに連絡する。
2) 水道事業者	水道事業者は、給水用具に起因する逆流事故発生連絡を受けた場合は、水質検査を実施するとともに関係者に通知し、事故原因の調査を行う。また、需要者に飲用を控えさせるなど、必要な措置を講じる。
3) 指定工事事業者	指定工事事業者は、給水用具に起因する逆流事故発生連絡を受けた場合は、ただちに水道事業者速やかに連絡し、また顧客台帳などを基に当該給水用具の需要者に使用を中止するように連絡し、早急に取り替えるように説明する。

4) 第三者認証機関	第三者認証機関は、給水用具に起因する逆流事故発生の連絡を受けた場合は、関係者に連絡し、ホームページ、刊行物等でも情報公開するとともに、その給水用具の認証を取り消す。また、事故対応の状況等を製造者に報告させて確認する。
5) 製造者	既設の製品が逆流事故を起こしたときは、早急に事故原因を究明し、給水用具の欠陥に起因する事故である場合は関係者に連絡し、場合によっては早急に新聞紙上でリコールを公表するなどの対応を図るとともに、その都度状況を第三者認証機関及び国に報告する。

C-4 逆流に係る事故防止

C-4-1 逆流防止対策

- ☐ 逆流防止対策には、「吐水口空間の確保」、「逆流防止弁の設置」、「負圧破壊」の3つがある。
- ☐ 「吐水口空間」とは、給水栓の吐水口最下端から越流面までの垂直距離及び近接壁から吐水口中心までの水平距離をいいます。この吐水口空間を確保することは逆流防止の最も一般的で確実な手段である。
- ☐ 「逆流防止弁」は、逆圧による水の逆流を防止する給水用具で、主として逆流による水の汚染を防止する目的で使用するものであり、ばね式、リフト式、スイング式、自重式、ダイヤフラム式等がある。
- ☐ 「負圧破壊」は、給水管内に負圧が生じたとき、サイホン現象により使用済みの水その他の物質が逆流し、水が汚染されることを防止するため、負圧部分へ自動的に空気を取り入れる給水用具で、大気圧式等の形式がある。

C-4-2 主な逆流防止器の仕組み

- ☐ 逆流防止器については、使用目的や使用場所にあった適切な給水器具を設置する必要がある。給水装置工事主任技術者は、認証要件及び設置条件を把握した上で適切に施行し、需要者に対して取扱い及び維持管理の方法を説明することが必要である。

1. 逆流防止弁類

- ☐ リフト式逆流防止弁
- ☐ スイング式逆流防止弁
- ☐ 単式逆流防止弁
- ☐ 複式逆流防止弁
- ☐ 減圧式逆流防止器
- ☐ リフト式逆流防止弁
- ☐ リフト式逆流防止弁内蔵ボール止水栓
- ☐ ばね式逆流防止弁内蔵ボール止水栓

2. その他の器具類

- ☐ 大便器洗浄弁（フラッシュバルブ）
- ☐ ホース接続式バキュームブレーカ
- ☐ 吸排気弁

D （誤接合）クロスコネクションに係る事故防止について

<水道法施行令第6条第1項第6号>

- ☐ 「当該給水管以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと」と明記されており、法的にも禁止されている。
- ☐ ここで「給水装置以外の水管」とは、工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係など上水道以外の配管のほか、上水道の受水槽以下の配管も含まれる。

D-1 事故防止のための取組み

D-1-1 残留塩素濃度の確認等

- ☐ 水道管から給水管の分岐に当たっては、分岐しようとする水道管やその他の水管の埋設状況、並びに管外面の水道用管表示テープ（青色）を確認の上、施工する。
- ☐ 工事での残留塩素濃度の確認は誤接合防止を図るうえで極めて有効な方法であることから、分岐の際や工事完了後に臭気・味・色・濁りを観察により異常でないことを確認することと合わせて、必ず残留塩素濃度の確認など、誤接合事故防止に適切な措置を講じること。

D-1-2 危険性の高い施設への立入調査

<水道法第17条1項に基づいた立入調査>

・調査対象

- ① 危険度の高い薬品類を使用している、又は、水質汚染事故発生の危険度の高い業種
 - ☐ 毒物・劇物取扱業（メッキ）
 - ☐ クリーニング業
 - ☐ 写真及び製版業
 - ☐ 印刷業
 - ☐ 染色業
 - ☐ その他水質汚染の危険度が高い業種
- ② 水道以外の水を併用している施設
 - ☐ 工業用水道水との併用
 - ☐ 井戸水等との併用
 - ☐ その他水道以外の水との併用

D-2 事故事例

（１）指定工事事業者が関与した事故事例

<事故例１：他の水管との誤接合>

- ☐ 水道利用者から、「水道の水が出にくい」との通報が入り、出水不良調査のため、掘削して調査を行った結果、この利用者宅の給水管が、水道事業者の水道管と平行して布設された他事業者の工業用水道管に誤接合されていることが判明した。

- 誤接合が発生した事故原因を調査したところ、当該利用者宅の給水装置工事を施工した**指定工事業業者の地下埋設物の調査不足によるもの**であり、事故が判明するまで、利用者宅へ工業用水道水が給水されていた。
- この事故では、原因者となる**指定工事業業者に対して、給水装置工事費**（水道管への切替工事費）、**水質検査費**（工業用水水質検査費、水道水水質検査費）、**宅内配管洗浄費**（給水管洗浄工事費）等の**実費請求**が行われた。

＜事故例２：温泉水の施設との誤接合＞

- 水道利用者より「水道の蛇口からお湯が出ている。」との通報があり、現場確認したところ、風呂場の混合水栓を通じて温泉水が水道本管に逆流していたことが分かり、ただちに近隣の配水管と給水管の水抜きを行った。
- 当該地区は温泉地であり、自宅の風呂場に温泉水を利用している一般住宅が多いことから、他の温泉利用者宅も調査した結果、対象 95 戸中 41 戸で同様の誤接合が確認されたので改善指導を実施した。
- これらの誤接合は、お客さまが直接施工した例のほか、**指定工事業業者の認識不足**により引き起こされた例もありました。

（２）指定工事業業者は関与していないものの誤接合により重大な影響が発生した事故事例

＜事故例３：工業用水との誤接合＞

- 水道利用者から水質について問い合わせが度々あり、水質検査を実施したものの、異常が見つからなかったが、1 カ月以上経過したある日の採水で、残留塩素濃度が低く、pH 値や過マンガン酸カリウム消費量が上水道とは異なる数値を示す水質検査結果が出てきたことから、**工業用水道との接続が疑われ**、現地にて原因確認を行った。
- 原因調査を行った結果、塗料会社の工場内で**上水道と工業用水道の給水管が誤接合**されていることが判明し、直ちに当該箇所の切断作業を実施した。
- 水道事業者は、事故後、給水区域内の工業用水道を使用している全工場 391 事業所に類似の配管が施されていないかを調査しており、その結果、4 事業所で工業用水道との誤接合を確認し是正させました。いずれも**工場作業員による無届工事**だった。

＜事故例４：水道水に冷却水（油分を含む）が混入する事故＞

- 水道利用者からの水質異常の通報に基づき、水道事業者が現地にて原因確認を実施したところ、工場内で冷却設備と上水道が誤接合されている箇所を発見した。
- **工場内の給水工事は無届工事**で、誤接合配管は冷却設備の導入当時から行われていました。
- 水道事業者は、直ちに、工場への給水停止を行うとともに、工場内の配管ルートの確認、誤接合箇所の切り離しを行った。
- 今回の事故による影響戸数は 382 戸におよび、冷却水に含まれていた**油分の除去に 12 日間を要した**。**事故原因者に対し、排水費**（除去に要した水量）、**水質検査費**（油分定量分析、水道法検査等）等の**実費分の請求**が行われた。

<事故例５：専用水道との誤接合>

- 検針員から「A 社の水道メーター検針の際に使用水量がマイナスになっている」との情報に基づき、水道事業者が現地調査したところ、**専用水道設備と上水道が誤接合**されていることが判明、直ちに誤接合部のバルブを閉止し、切り離しを行った。
- A 社は、他水を膜ろ過にて処理し、従業員の飲用水として利用していたが、**停電した場合に備え、専用水道設備の配管と上水道給水管を接続**していた。
- 接続部に設置されていたバルブは通常時は閉止されており、検針員からの報告の数か月前に同社にてバルブを取り替えた際、バルブの閉止が不完全であったため、接合部から水道本管に専用水道の水が逆流した。

<事故例６：専用水道における空調用水配管との誤接合>

- 病院施設において、入院患者 10 名に健康被害が発生し、共通点として水道水に起因する事象が疑われた。
- 水質検査の結果、水道水から高濃度の亜硝酸態窒素が検出され、健康被害の原因は亜硝酸であると考えられた。
- 当該施設は地下水を水源とする専用水道であり、高置水槽を経由して水道水を供給していましたが、水源の地下水では水質に異常は確認されなかった。
- 原因調査の結果、この施設では建築時より空調用水配管と上水系統配管が逆止弁を介して直結されており、**逆止弁の作動不良によって空調用配管からの逆流が発生**したものと考えられた。
- 空調用水は中央機械室に設置されたポンプにより施設内を循環しており、配管内の錆を防止する目的で亜硝酸を含む防食剤が添加されていた。
- また、防食剤に含まれる亜硝酸以外の化合物も水道水から検出されたことから、水質汚染の原因は、空調用水の混入と結論付けされた。
- 病院では、空調用水配管と上水系統配管を切り離し、上水系統配管の洗浄を実施し、亜硝酸態窒素は検出されなくなった。

E 給水装置工事に関する信頼性の向上について

E-1 水道事業者における取組み

- ☐ お客さまのニーズに応じた指定工事事業者等に関する情報提供
- ☐ 緊急的な修繕依頼にも対応可能な指定事業者に関する情報提供
- ☐ 給水装置工事を依頼する際の留意点（複数事業者からの見積、契約内容の確認、費用等）の周知
- ☐ 突発的な給水装置の故障・破裂・漏水が生じた場合の、止水栓の位置や止水方法などに関する知識の提供
- ☐ リーフレット等を活用した維持管理に必要な情報提供
- ☐ 悪徳商法に関する情報提供
- ☐ 誤接合に関する情報提供

E-2 指定工事事業者における取組み

- ☐ 国の指定基準に適合した工事事業者である自覚をもって、社会的信用を損なうことのないよう、誠実に業務を遂行していく必要がある。
- ☐ お客さまに喜ばれる「顔が見える指定工事事業者」を目指して事業運営に取り組むことが重要である。
- ☐ 工事を請け負う際には、事前に工事内容等について十分に説明することが必要である。
- ☐ 事前に掘削した結果等により、工事内容及び工事費が変わる可能性がある為、想定できることの説明や、説明した内容と工事内容が変わる場合には、変更内容について説明し、了承を得てから施工することが大事である。

E-2-1 法令の遵守

- ☐ 指定工事事業者は、水道法に基づき水道事業者から指定を受けている。このため**水道法はもちろん、その他の法律や条例等を遵守**することが、**信頼性の基本**となる。

<水道法第25条の11>

- ☐ **違反行為を行うなど指定の基準等に適合していない場合**、水道事業者は指定工事事業者の**指定を取り消す**ことができる。

<水道法第25条の5第3項>

- ☐ 国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が**水道法に違反した場合**、その給水装置工事主任技術者免状の**返納を命ずる**ことができる。

違反行為の事例

<指定に関する届出の違反事例>

- ☐ 事業の休止・廃止・再開の届出がない。（特に休止・廃止の届出忘れに注意）
事業所の名称、所在地等の変更の届出がない。
- ☐ 給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出がない。（特に解任の届出忘れに注意）

＜工事に関する届出の違反事例＞

- 水道事業者へ工事申込みの手続きを行わないで施行した。
- 水道事業者の工事承認を得ないで施行した。
- 水道事業者の竣工検査が完了する前（メーター未設置状態）に、代用管を設置して水道を無断使用した。
- 水道事業者へ設計変更の届出を行わず、当初の申込みとは大きく異なる施行をした。
- 道路占用許可申請及び道路使用許可申請を行わずに道路を掘削し、給水管引込工事を施行した。

＜不正・不誠実な行為の事例＞

- 入居に間に合わせるため、水道事業者に無届で私設メーターを設置し、水道水を使用した。
- 水道事業者の水道メーターを無断で他の場所に流用した。
- 所有者に無断で給水装置工事申込書を作成し、虚偽の申請をした。
- ガス管と配水管を取り違えて穿孔し、どこにも通報しないでガス管を修理バンドで自己修理した。後日、ガス漏れが発生して発覚した。
- 排水の点検と称し床下のパイプを壊し「水が漏れているので 直さないと床下に水が流れてしまう。」と不実の告知をし、工事請負契約を締結した。
(特定商取引法違反及び詐欺未遂で逮捕)

＜給水装置の構造及び材質の基準違反事例＞

- 工場で地下水設備配管と給水装置とを接続させた。地下水が配水管に逆流して発覚した。
- 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない材料を給水装置に使用した。

E-2-2 工事代金、施工等に関するトラブル防止

- 施工範囲、使用材料、作業内容と工事費の費用明細が分かる見積書の作成
※特に、以下のお客さまになじみの少ない費用については、十分に説明する必要がある。
①交通誘導員の人件費
②地下埋設物占有者、警察署などとの協議・申請に要する費用など
- わかりやすい工事内容説明
※お客さまが工事内容等を十分理解し納得したうえで、誠意をもって適正に施工する。

E-2-3 接遇・モラルに関する社員教育の徹底

- お客さま目線の思考で自己診断を行う。
- 社員教育の中であいさつや会釈など接遇の基本動作の確認を行う。
- クレーム処理のポイントは、お客様の気持ちを理解し、迅速な対応と誠意である。
- クレーム処理後は、社員教育の中で周知徹底することが接遇向上のために必要である。

苦情事例と対策例

【接遇、モラルに関する苦情事例】

- 電話連絡の際、対応が横柄であった。
- 漏水修理の依頼で6～7件電話したが、「忙しい。」と断られた。
- 修繕を依頼したら、個人宅は受付不可だと断られた。
- 態度が悪い。(上から目線、物言い、ポケットに手を入れたまま)
- 修繕を依頼したが、依頼者に作業を手伝わせ、作業中も文句と愚痴を言われ不愉快だった。
- 無断で私有地に駐車した。
- 訪問予定日に連絡もなく来なかった。(事前連絡もなく訪問予定日より早く来た。)
- 見積りの連絡が10日経過してもない。

【対策例】

- 接遇、モラル(倫理)の社員教育を徹底する。
- 修理にすぐに行けない場合は、「忙しいから。」ではなく、「ただいま作業員が全員現場に出ています。×時頃であればお受けできますが、いかがでしょうか。」などと、ていねいな説明を心がける。
- 見積り等に時間がかかる場合は、「××のため、×日くらいの期間がかかりますが、よろしいでしょうか。」など、事前に了承を得る。また、途中で経過の連絡を入れる。

【見積り、工事費等に関する苦情事例】

- 電話では現場を見ないと修繕費用はわからないと言われ、現場でも事前に見積りがなく、工事後に高額を請求された。
- 修繕前には見積りはできないと言われ、見積りをもらえなかった。修繕当日に振込票を持参し、翌日までに支払うよう言われた。
- 修繕の見積額が高額だったため断ったら、無料と聞いていた出張費、調査費を請求された。
- 修理の見積が高額だったため他の事業者から見積をとったら、約2割の金額だった。
- 漏水調査の作業内容に対して、費用が高額であった。
- 見積りもなく、シャワー交換だけで高額請求された。
- 事前説明もなく蛇口のパッキン交換だけで高額請求された。

【対策例】

- 見積りのための費用、出張費用等が必要なときは、費用を請求する場合とその金額について、必ず事前に説明し、了承を得る。
- 見積条件を明示し、掘削してみないとわからないようなときは、想定できることを、また、工事費の支払い方法など、出来るだけ詳細に見積書に記載する。
- 見積内容について、十分に説明を行い、お客さまの納得を得たうえで工事着手する。
- 施工中に予期していないことが判明し、追加費用等が必要となった場合は、その時点でお客さまに説明し、協議する。
- 見積り、積算に関する社内基準の作成、社員教育を行うとともに、お客さまとの綿密な協議、詳細な図面調査・現場調査を行う。

【施工、漏水調査等に関する苦情事例】

- 修繕が不十分で修繕箇所から漏水が再発した。
- 漏水箇所を長時間調査するが発見できなかった。調査費用は支払ったが、その後の対応についての説明がなかった。
- 修繕を依頼したが、修繕途中で一部施工できないと言われた。
- 給水管引込工事の際、迂回路もなく交通制限をしたため、通行に支障をきたした。
- 道路上の止水栓に開閉器を挿したまま放置していた。
- 早朝の6時30分頃から鉄管を切断し、騒音を発生させている。
- 工事後の始末がずさんであった。

【対策例】

- 技術・技能、給水器具の取扱い、安全衛生などについて、社員教育・研修を実施する。
- 漏水調査に当たっては、調査方法、調査費用、発見できなかった場合のその後の対応等について、事前にお客さまと十分に協議をしておく。
- 漏水調査機材の整備、事前の詳細な図面調査・現地調査、経験者の指導による漏水調査・工事を実施する。
- 付近住民等に迷惑をかけないような工法や施工時間などを検討する。やむを得ず影響を及ぼすおそれがある場合は、事前連絡、広報を徹底する。

F 給水装置に関連する水道法関連規程について

F-1 給水装置関係規程

F-1-1 水道法の目的

<水道法第1条>

- この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、**清浄にして豊富低廉な水の供給**を図り、もって**公衆衛生の向上と生活環境の改善**とに寄与することを目的とする。
- 水道法は、水道により「**清浄にして豊富低廉な水の供給**」を図ることによって、「**公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する**」ことを目的としたものである。

F-1-2 用語の定義

<水道法第3条第9項>

- この法律において「**給水装置**」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した**配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具**をいう。
- 「直結する給水用具」とは、給水管に**容易に取り外しのできない**構造として接続し、**有圧のまま給水できる**給水栓等の用具をいう。
- 水道水を受水槽に受けて給水する場合は、**配水管から受水槽への注入口までが給水装置**であり、受水槽以下の設備はこれにあたらない。

<水道法第3条第11項>

- この法律において「**給水装置工事**」とは、給水装置の**設置又は変更の工事**をいう。
- 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事をいう。
- また、「工事」とは、調査、計画立案、設計、施工、竣工検査までの一連の工事の過程の全部又は一部をいう。

F-1-3 給水装置の構造及び材質

<水道法第15条第2項>

- 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、**常時水を供給**しなければならない。

<水道法第16条>

- 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の**給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは**、供給規程に定めるところにより、その者の**給水契約の申込みを拒み**、又はその者が給水装置をその**基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止**することができる。

【給水装置の構造及び材質の基準】

<水道法施行令第6条第1項>

- 第1号 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30 cm以上離れていること。

- 第2号 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 第3号 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 第4号 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 第5号 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 第6号 当該給水装置以外の水管その他の設備と直接連結されていないこと。
(クロスコネクションの禁止)
- 第7号 水槽、プール、流しその他水を入れ又は受ける器具、施設等に給水する給水装置
にあつては、水の逆流を防止する適切な措置が講じられていること。(逆流防止)

＜水道法施行令第6条第2項＞

- 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は国土交通省令（浄水の水质を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。

＜給水装置の構造及び材質の基準に関する省令＞

- 第1条 耐圧に関する基準
- 第2条 浸出等に関する基準
- 第3条 水撃限界に関する基準
- 第4条 防食に関する基準
- 第5条 逆流防止に関する基準
- 第6条 耐寒に関する基準
- 第7条 耐久に関する基準

F-1-4 給水装置工事

＜水道法第16条の2＞

- 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に**基づく政令で定める基準に適合することを確保**するため、当該水道事業者の給水区域において**給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定**をすることができる。
- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該**水道事業者又は当該指定を受けた者**（以下「**指定給水装置工事事業者**」という。）の**施行した給水装置工事**に係るものであることを**供給条件**とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該**水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係わるものでないときは**、供給規程の定めるところにより、その者の**給水契約の申込みを拒み**、又はその者に対する**給水を停止**することができる。
ただし、**国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき**、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく**政令で定める基準に適合していることが確認されたとき**はこの限りでない。

【給水装置の軽微な変更】

＜水道法施行規則第 13 条＞

- 法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管工事を伴わないものに限る。）とする。

F-1-5 給水装置の検査

＜水道法第 17 条＞

- 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

F-1-6 情報提供

＜水道法第 24 条の 2＞

- 水道事業者は、水道の需要者に対し、国土交通省令で定めるところにより、第 20 条第 1 項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

＜水道法施行規則第 17 条の 5＞

- 一 水質検査計画及び法第 20 条第 1 項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
- 二 水道事業の実施体制に関する事項（法第 24 条の 3 第 1 項の規定による委託及び法第 24 条の 4 第 1 項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。）
- 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
- 七 法第 20 条第 1 項 の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

F-2 指定給水装置工事事業者関係規程

F-2-1 指定の基準

＜水道法第 25 条の 3＞

- 水道事業者は第 16 条の 2 第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
- 一 事業者ごとに、第 25 条の 4 第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。

<水道法第 25 条の 3>

- ☐ 三 次のいずれにも該当しない者であること
- ☐ イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ☐ □ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ☐ ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ☐ ニ 第25条の1 第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ☐ ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ☐ ヘ 法人であって、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

<水道法施行規則第 20 条>

- ☐ 法第 25 条の 3 第 1 項第 2 号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。
- ☐ 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ☐ 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ☐ 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ☐ 四 水圧テストポンプ

F-2-2 指定の申請

<水道法第 25 条の 2>

- ☐ 第 16 条の2 第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- ☐ 2 第 26 条の2 第1項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
- ☐ 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ☐ 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 25 条の4 第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- ☐ 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ☐ 四 その他国土交通省令で定める事項

F-2-3 指定の更新

<水道法第25条の3の2>

- ☐ 第16条の2第1項の指定は、**5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。**
- ☐ 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下、この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- ☐ 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- ☐ 4 **前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。**

F-2-4 給水装置工事主任技術者

<水道法第25条の4>

- ☐ 指定工事事業者は、事業所ごとに、**第3項各号に掲げる職務をさせるため**、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、**給水装置工事主任技術者を選任**しなければならない。
- ☐ 2 指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者を**選任**したときは、**遅滞なく**、その旨を水道事業者**に届け出なければならない**。これを解任したときも、同様とする。
- ☐ 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる**職務を誠実に**行わなければならない。
 - ☐ (1) 給水装置工事に関する**技術上の管理**
 - ☐ (2) 給水装置工事に**従事する者の技術上の指導監督**
 - ☐ (3) 給水装置工事に係わる**給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認**
 - ☐ (4) その他国土交通省令で定める職務
- ☐ 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその**職務として行う指導**に従わなければならない。

F-2-5 変更の届出等

<水道法第25条の7>

- ☐ 指定工事事業者は、**事業者の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更**があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、**国土交通省令で定めるところ**により、その旨を水道事業者**に届け出なければならない**。

国土交通省令で定めるところ

- ☐ 水道法施行規則第34条（変更の届出）
- ☐ 水道法施行規則第35条（廃止等の届出）

F-2-6 事業運営の基準

<水道法第 25 条の 8>

- 指定工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、**適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。**

<水道法施行規則第 36 条> (事業の運営の基準)

- 法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める**給水装置工事の事業の運営に関する基準**は、**次の各項**に掲げるものとする。
- 一 **給水装置工事ごとに**、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により**選任した給水装置工事主任技術者のうち**から、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各項に掲げる職務を行う者を**指名すること**。
- 二 **配水管から分岐して給水管を設ける工事**及び給水装置の**配水管への取付口から水道メーターまでの工事**を施行する場合において、当該配水管及び**他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ**、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に**監督させること**。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、**あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう**に当該工事を施行すること。
- 四 **給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること**。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第 6 条に規定する**基準に適合しない給水装置**を設置すること。
 - 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に**適さない機械器具を使用**すること。
- 六 施行した**給水装置工事ごとに**、第 1 号の規定により指名した**給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ**、当該記録をその作成の日から**3年間保存すること**。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - □ 施行の場所
 - ハ 施行完了月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認方法及びその結果

F-2-7 給水装置工事主任技術者の立会い

<水道法第 25 条の 9>

- 水道事業者は、第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を**施行した指定工事事業者に対し**、当該給水装置工事を施行した事業所に係る**給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせる**ことを求めることができる。

F-2-8 報告又は資料の提出

<水道法第25条の10>

- 水道事業者は、指定工事事業者に対し、当該指定工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し、**必要な報告又は資料の提出**を求めることができる。

F-2-9 指定の取消し

<水道法第25条の11>

- 水道事業者は、指定工事事業者が**次の各号**のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項**各号に適合しなくなった**とき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の**規定に違反**したとき。
- 三 第25条の7の**規定による届出をせず**、又は**虚偽の届出**をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った**適正な給水装置工事の事業の運営をすることができない**と認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、**正当な理由なくこれに応じない**とき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は**虚偽の報告若しくは資料の提出**をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が**水道施設の機能に障害を与え**、又は**与えるおそれが大**であるとき。
- 八 **不正の手段により**第16条の2第1項の指定を受けたとき。

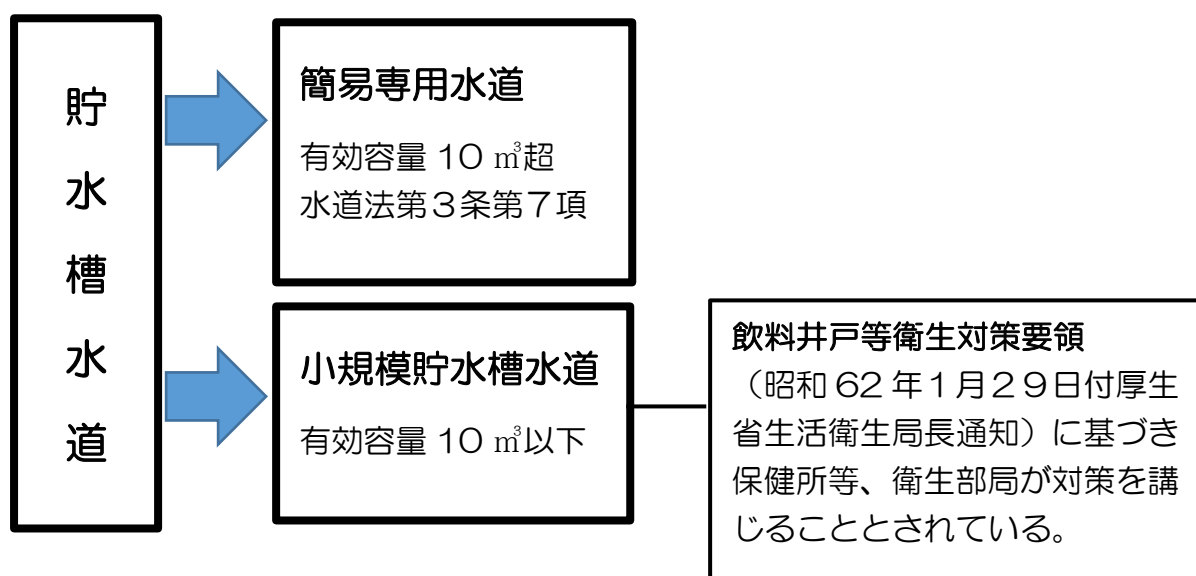
F-3 貯水槽水道の関連規程

F-3-1 簡易専用水道

<水道法第34条の2>

- ☐ 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令（水道法施行規則第55条）で定める基準に従い、その水道の管理をしなければならない。
- ☐ 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、**定期に**、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の**検査を受けなければならない**。

F-3-2 小規模貯水槽水道



F-3-3 水道事業者と貯水槽水道

<水道法第14条第2項第5号>

- ☐ 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

<水道法施行規則第12条の5>

- ☐ 一 **水道事業者の責任**に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - ☐ イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
 - ☐ □ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供
- ☐ 二 **貯水槽水道の設置者の責任**に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - ☐ イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
 - ☐ □ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

G 給水装置に関連する通知等について

○水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について

令和元年6月26日 厚生労働省

<改正の趣旨>

- 指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正により導入され、広く門戸が開かれたことにより、その指定の数が大幅に増えたが、現行制度では、指定工事事業者の指定についてのみ定められているが、指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、水道事業者による所在確認が取れない指定工事事業者の存在等、実態との乖離が生じていたほか、無届工事や不良工事が発生していた。このため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の更新制を導入することとした。

<改正の概要>

- 指定工事事業者の指定について、5年間の更新制を導入したこと。

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

令和元年9月13日 厚生労働省

<改正の概要>

- 成年被後見人改正法による改正後の水道法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令（現国土交通省令）で定める者として、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第20条の2において「**精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者**」と新たに規定したこと。

<留意事項>

- 指定工事事業者については申請時において欠格事由に該当しないことを宣誓するとともに、5年ごとの更新の都度、定期的に事業の実施状況を確認するため、届出時において、精神の機能障害に関する判断について医師の診断書を求める必要性はない。

○水道法施行規則の一部改正について（簡易専用水道関係）

令和元年9月30日 厚生労働省

【第1 簡易専用水道の管理基準（規則第55条第1号関係）】

<改正の内容>

- **水槽の掃除の頻度を「1年以内ごとに1回」から「毎年1回以上」に改める。**

<留意事項>

- 改正規則の施行後における水槽の掃除の実施については、掃除の実施日と実施日の間の期間が厳密に1年を超えないことが求められるものではなく、定期の期間を定めて行えばよい。具体的な運用としては、例えば、1年の中で水槽の掃除を行う月を特定し、毎年、当該月に掃除を行う方法が考えられる。
また、毎年、複数回掃除を実施することを妨げるものではない。

【第2 簡易専用水道の検査（規則第56条第1項関係）】

<改正の内容>

- 検査の頻度を「1年以内ごとに1回」から「毎年1回以上定期に行うもの」に改める。

<留意事項>

- 改正規則の施行後における検査の実施については、検査の実施日と実施日の間の期間が厳密に1年を超えないことが求められるものではなく、定期の期間を定めて行えばよい。具体的な運用としては、例えば、1年の中で検査を受ける月を特定し、毎年、当該月に検査を受けることが考えられる。
また、毎年、複数回検査を受けることを妨げるものではない。

○ガソリンスタンドからのガソリン漏洩に伴うベンゼンの水質基準超過について

令和5年6月15日 厚生労働省 <背景>

- 北海道室蘭市において、ガソリンスタンドで発生した漏洩により、ガソリンに含まれるベンゼンが水道管に混入したため、近隣住民の利用する水道水から水質基準を超えるベンゼンが検出された。

<配水管の埋設>

- 配水管の埋設については、水道施設の技術的基準を定める省令第7条第12号口に規定するとおり、埋設場所の諸条件に応じて適切な管の種類を使用すること。
なお、室蘭市の事例のように、ガソリン等の漏洩が予期せず生じる場合もあるため、溶剤浸透防護スリーブ等の防護措置や埋設場所の変更等について、必要に応じ、検討されたい。

○水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて

令和5年7月11日 厚生労働省

- 防災意識の高まりを背景に、水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保する目的で、集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる「非常用貯水槽」のニーズが今後想定される。

<水道の給水管に直結する非常用貯水槽の水道法上の取扱い>

- 水道の給水管に直接接続し有圧のまま給水できる構造である非常用貯水槽（以下「当該装置」という。）は、その容量によらず、水道法第3条第9項の給水装置（給水用具）であり、その構造及び材質については、水道法施行令第6条の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合することが求められる。

<設計審査にあたっての配慮事項>

- 当該装置の大きさが使用水量に比し著しく過大でないものであること。また、非常時の必要水量及び当該装置の容量の算出根拠が示されていること。
- 逆流防止措置（逆止弁等）を講じていること。
- 平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認することができる構造であること。
- 当該装置の設置により水道施設への影響が懸念される等、必要と認められる場合には、当該装置の運用・その他維持管理上必要な措置を講じるよう指導すること。（ドレンバルブ、点検口、空気弁、バイパス管、緊急遮断弁及び給水栓の設置、凍結防止措置等）

<その他の留意事項>

- 当該装置はその所有者に管理責任があり、当該装置に係る給水装置工事を施行する指定工事事業者は、必要に応じて製造者等とも連携し、所有者及び使用者に対して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法、及び当該装置と受水槽との異なる点等、管理に関する事項を周知徹底すること。
- 当該装置の保守点検、清掃、消毒、再塗装等については、その施行により当該装置内部の汚染のおそれがあるため、指定工事事業者が給水装置工事として施行するものであり、必要に応じて、指定工事事業者が選任した給水装置工事主任技術者の指導・監督の下、保守点検、清掃、消毒、再塗装等に従事する者が行い、構造材質基準に適合すべきものであること。

★ 沖縄市上下水道局からの連絡事項

下記の内容については、沖縄市ホームページに掲載していますので内容を確認すること。

- 1 指定給水装置工事事業者関連書類
- 2 給水工事様式集（ダウンロード）
- 3 簡易専用水道関連
- 4 沖縄市給水条例
- 5 沖縄市給水条例施行規程
- 6 沖縄市上下水道局指定給水装置工事事業者規程
- 7 沖縄市給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

研修資料・受講証明書

沖縄市指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者研修資料 2024 年版

受 講 日：20 年（令和 年） 月 日

事業者名：_____

所 在 地：_____

代表者名：_____

